

市内企業の**採用**を支援します！

山口市新卒者雇用促進助成金

山口市では、市内中小企業の若者人材の確保と採用力の向上を図るため、大学新卒者を6か月以上正規雇用した事業者に対して助成金を交付します。



助成金の額

項目	内容	助成金額	上限額
初任給・賃金の引き上げ	初任給や賃金を定期昇給相当分を除き3%以上引き上げるもの	新卒者 1人につき 20万円	1事業主 につき 最大60万円
奨学金返還支援	奨学金返還支援制度を導入し、従業員の奨学金に対して企業が代理返還等を行うもの		
手当の新設・増額	毎月の給与支給の際に、基本給の他に支給される諸手当制度の新設又は増額を行うもの (例) 単身赴任手当の新設、通勤手当の増額		
休暇制度の新設	従業員の健康や働きやすさを促進するために新たに休暇制度を設けるもの (例) 自己啓発休暇、ボランティア休暇		
その他市長が認める取組	その他の処遇改善・福利厚生の実施を行うもの (例) テレワークの導入、フレックスタイム制の導入		

対象新卒者

(以下の要件をすべて満たす者)

- ① 大学(短期大学を除く)又はこちらに準ずる学校を卒業後、1年以内であること
- ② 事業主、取締役、監査役の3親等以内の親族でないこと
- ③ 助成金の申請時点において山口市に住民登録が行われていること
- ④ これまでに本事業の交付対象となっていないこと

【正規雇用】次に掲げるすべてに該当する雇用形態

- ・直接雇用し、かつ、期間の定めのない雇用であること
- ・1週間の所定労働時間が同一の中小企業に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- ・雇用保険の一般被保険者として雇用されること
- ・厚生年金及び健康保険に加入していること

お申込み・お問合せ

TEL **083-934-2645**

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市商工振興部ふるさと産業振興課人材確保支援担当

E-mail : furu@city.yamaguchi.lg.jp



助成対象要件

(1)～(10)の要件をすべて満たす事業者

- (1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者であること
- (2) 雇用保険の適用事業主であること
- (3) 正規雇用した新卒者を6か月以上雇用し、今後も継続して雇用する意思があること
- (4) 正規雇用の日の前日から起算して6か月前の日から交付の申請をした日までの間に、雇用する常用労働者を事業主の都合により解雇(勧奨退職を含む。)していないこと。
- (5) 正規雇用の日の前日から起算して1年前の日から交付の申請をした日までに間に、処遇改善・福利厚生 of 充実に取り組んでいること
- (6) 「山口市企業立地促進条例」に基づく「雇用奨励金」の交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと
- (7) やまぐちしごと応援サイトへ登録していること
- (8) 市税の滞納がないこと
- (9) 山口市から指名停止措置を受けていないこと
- (10) 暴力団等反社会的勢力でないこと

申請から助成金交付までの流れ

令和7年5月7日から原則メールでの提出となりましたので、ご注意ください。

1. 交付申請

正規雇用を開始した日から
6か月経過後90日以内

■提出書類

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 新卒者雇用状況確認書(様式第2号)
- (3) 労働条件及び雇用条件の内容が確認できる書類の写し
- (4) 雇用保険及び社会保険の加入が確認できる書類の写し
- (5) 新規学卒者であることを証する書類(卒業証書等の写し)
- (6) 処遇改善・福利厚生 of 充実に取り組んだことを証する書類
- (7) 担当者の身分が証明できるもの(名刺等)
- (8) 新卒者の山口市内の居住が証明できるもの(マイナンバーカード、免許証等の写し)

2.(市)交付決定通知

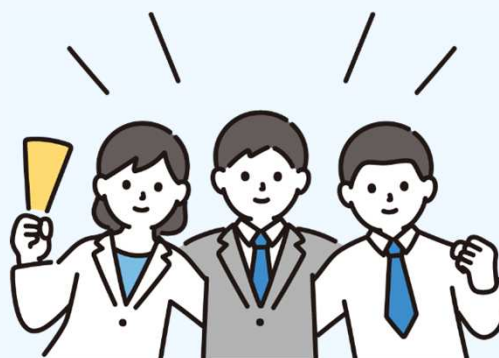
書類審査後、助成金の交付の可否を決定し、市から交付決定を通知(様式第3号)

3. 交付請求

交付決定通知書を受理してから
30日以内

■提出書類

- (1) 請求書(様式第5号)
- (2) 出勤簿の写し
- (3) 賃金台帳の写し



4. 雇用状況の報告

正規雇用を開始した日から起算
して1年を経過した日から2か月
以内

■提出書類

- (1) 雇用状況報告書(様式第6号)